

# 渡部かずふみ 議会だより

第19号 2011年12月16日



発行 渡部かずふみ後援会  
沼津市宮本140  
電話 055-924-7283  
Fax 055-924-6186  
発行責任者 山本 一彰  
編集責任者 杉山 徹

## 11月議会で被災地の瓦れき処理の支援策等を迫る

第3回定例会(11月議会)会期:2011年11月25日(金)~12月15日(木)



スマートICの設置が確定した現東名あしたかPA

第3回定例会(11月議会)は、会期が11月25日から12月15日までの21日間で開催され、当局議案11件と、議員発議による意見書1件を審議し、いずれも原案通り議決しました。また、20人が登壇した今定例会における一般質問では地震・津波等の防災対策に関する質問が目立ちました。

渡部議員は一般質問で、津波避難訓練対象区域に所在する小・中学校の津波対策と、被災地の瓦れき処理支援策等を質し、出来るだけ受け入れる方向で検討することや、来年度に放射能や放射性物質に関する勉強会を開催する旨の答弁を引出しました。

## 市民の“命を守る”べく“緊急地震・津波対策事業”を断行！

### 1. 沼津市緊急地震・津波対策事業の取り組み

市の地震・津波対策全体を再検証し、地震・津波からの減災対策を推進すると共に、避難地・避難所の再編、情報受発信システムの強化や避難訓練の高度化などに取り組む。

その中で特に緊急を要するものは「緊急地震・津波対策アクションプラン」として取りまとめ、県の第4次地震被害想定が策定される2年間に、事業を実施していく。

### 2. アクションプランの3つの柱

#### (1) 緊急避難体制の強化 「津波避難訓練対象区域」の設定

本市において、これまで最も大きな被害を受けた安政東海地震の津波浸水域を含む単位自治会の区域を新たに「津波避難訓練対象区域」と定め、津波対策や津波避難訓練に取り組みます。

#### (2) 緊急避難施設の整備

**津波避難ビルの指定** 突発地震に伴う津波から、少しでも早く、少しでも高い場所へ避難できるよう津波避難訓練対象区域内に、緊急避難のための津波避難ビルの指定を行う。

**津波避難路の整備** 静浦・内浦・西浦・戸田地区の裏山の避難路の再検証を行い、整備が必要な個所に手すりや太陽光発電照明設備などを設置する。

**津波避難看板の更新・整備** 看板のデザイン統一や夜間認知が可能な看板、電柱への海拔表示板等を設置する。

#### (3) 減災意識の高揚

**津波ハザードマップの改訂** 津波避難訓練対象区域や津波避難ビル、津波避難路を掲載した津波ハザードマップを作成(地区版:12月、全市版:平成23年度末)に発行する。

### 3. 災害時相互応援に関する協定の締結

富山県高岡市と新たに協定を締結(平成23年11月14日)した。また、東京都江東区とも協定を締結(同年12月26日)する。なお、更なる協定締結に向けた準備を進める。

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/sisei/kouhou/interview/201111/201111-1.htm> 参照

## 第3回定例会（11月議会）の主な議案 原案通り議決

### 市職員給与の減額及び臨時職員の採用等の条例改正等を議決

第3回定例会（11月議会）では、専決処分を含む報告議案が2件、一般議案が4件、条例改正議案が3件、補正予算議案が2件、契約案件が1件、意見書が1件の合計12件の議案を審議し、すべて原案通り承認・可決されました。また、選挙管理委員及び補充員の選挙も行われました。

#### 1. 市道路線の変更

0104号線（片浜西沢田線）を小諏訪字小スワ593地先から西沢田字榎田340地先までの1,900.7mへ変更すると共に、2554号線を小諏訪字中通214-1地先から小諏訪字二ノ坪1015-1地先までの403.8mへ変更する。

#### 2. 沼津市職員の給与に関する条例及び沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

人事院勧告にならぬ、一般職の給与を改定するほか、所要の改正を行う。（3年連続での引き下げ）

#### 3. 沼津市税賦課徴収条例等の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の寄付金控除の見直しをするほか、所要の改正を行う。

#### 4. 沼津市消防団員等公務災害補償条例及び沼津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

障害者自立支援法の一部改正（同行援助の追加&児童デイサービス<sup>※</sup>の追加）に伴い、条例中の引用条項を改める。

#### 5. 平成23年度沼津市一般会計補正予算（第4回）

今回の補正予算は794,758千円を追加するもので、その結果予算総額は74,213,289千円となる。内容としては生活保護扶助費290,000千円、民間保育所施設整備事業費289,089千円、財政調整基金積立金287,607千円が追加する主なもの。減額するものは（仮称）戸田地域活性化センター建設事業費420,000千円、給与改定及び人事異動に伴う職員人件費等の調整額101,012千円である。財源としてはそれぞれの特定財源のほか、一般財源として地方交付税などをもって充てる。このほか継続費として（仮称）戸田地域活性化センター建設事業を廃止する。

#### 6. 平成23年度沼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

今回の補正予算は226,965千円を追加するもので、その結果予算総額は22,813,965千円となる。内容としては平成22年度事業の精算に係る国等への返還金220,779千円で、財源としては繰越金などをもって充てる。

#### 7. 工事請負契約の締結（沼津駅北拠点施設建設工事）

沼津駅北拠点施設（新展示イベント施設+立体駐車場）の建設工事について、大和ハウス工業㈱と44億6,565万円で契約を締結する。（平成25年2月28日完成予定）



12/10にオープンした沼津港深海水族館（シーラカンス・ミュージアム）

その他、道路事故損害賠償額に関する専決処分の報告2件、市道路線の認定1件、駿豆学園管理組合規約の一部変更1件、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に関する意見書採択が1件ありました。

### 議会だよりのバックナンバー（過去の発行状況）をお知らせします！

- |                    |                    |                    |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 【創刊号】2007年7月10日、   | 【第02号】2007年11月13日、 | 【第03号】2007年12月13日、 |
| 【第04号】2008年4月10日、  | 【第05号】2008年7月18日、  | 【第06号】2008年10月28日、 |
| 【第07号】2008年12月15日、 | 【第08号】2009年4月3日、   | 【第09号】2009年7月7日、   |
| 【第10号】2009年11月17日、 | 【第11号】2009年12月18日、 | 【第12号】2010年4月6日、   |
| 【第13号】2010年7月1日、   | 【第14号】2010年10月26日、 | 【第15号】2010年12月15日、 |
| 【第16号】2011年3月17日、  | 【第17号】2011年7月7日、   | 【第18号】2011年10月17日  |

\*過去の議会だよりが必要な方は、後援会事務局（924-7283）までご連絡願います。

# 私たちの生活に密着している放射能と放射線

## ～自然界にも存在する放射性物質、ノーリスクは無理な相談～

今回の一般質問では「東日本大震災の被災地(岩手県山田町と大槌町)の震災瓦れきの処理問題」を取り上げました。良く分からない放射能や目に見えない放射線への理解を深めるため、その性質や人体への影響について紙面を通じた「ミニ講座」という形式で数回に分けたシリーズで学習して行きましょう。今回のテーマは「自然界の放射能」について解説させていただきます。

### 1. 環境省が示す規制値(再処理 OK : 100Bq 以下、埋立 OK : 8,000Bq 以下)は現実的な数値なのか？ 被災瓦れきは 69Bq、焼却灰は 2,281Bq。また、自然界から受ける放射線は年間約 1.5mSv !

#### (1) 放射線と放射能は違うもの

**「放射線」は放出されるエネルギーで、放射線を出す能力を「放射能」、放射線を出す物を「放射性物質」と呼ぶ。**

放射線には、アルファ( )線、ベータ( )線、ガンマ( )線、エックス線、中性子線などがあり、それぞれ物質を通り抜ける力(透過力)が異なる。放射線の量は、放射線のエネルギーがどれだけ物質に吸収されたか(吸収線量)はグレイ(Gy)という単位、人体への影響はどの程度か(線量当量)はシーベルト(Sv)という単位が使われている。

一方、放射能の強さはベクレル(Bq)という単位で表され、時間の経過とともに減っていくという特徴がある。放射能の強さが、もとの半分になるまでの時間を半減期と言う。

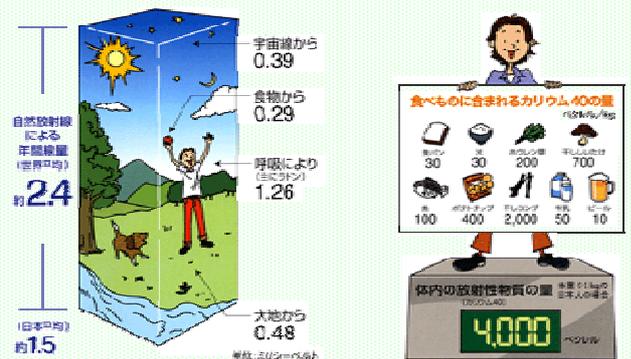
天然の放射性物質(核種)には、ウラン 238、カリウム 40、ラジウム 226 などがあり、人工の放射性物質(核種)には、セシウム 137、ヨウ素 131、キセノン 133、クリプトン 88 などがある。

#### (2) 身の回りに存在する放射線

**私たちの周りには、もともと自然に放射線が存在している。**

宇宙からふりそそぐ放射線、大地から出る放射線、食物にも放射性物質が含まれている。

また、空気中にはラドンという放射性物質が存在し、放射線を出しているなど、常に私たちは微量の放射線に囲まれて生活している。



日本の年間平均線量は約 1.5mSv もある！

#### (3) 身体の中にも放射能

**私たちは食べ物や呼吸によって自然界にある放射性物質を体内に取り込んでいる。**

カリウムは自然界に存在するミネラルの一種で、人間の体内で塩分を低下させ血圧の上昇を制御するなど、健康を保つために必要不可欠な成分である。このカリウムにはカリウム 40 という放射性物質が極僅か(0.01%程度)であるが、含まれており、バナナで 1kg 当たり約 300Bq、干シイタケで約 700Bq と言われている。このカリウム 40 も食べ物と一緒に体内に取り込んでおり、これらの放射性物質は時間の経過とともに放射能が低くなり、新陳代謝されて体内でほぼ一定となっている。

## 第 3 回定例会 ( 1 1 月議会 ) 渡部かずふみ 「一般質問」

### 1. 本市の防災対策について

#### (1) 津波避難訓練対象区域(暫定)の拡大に伴う所在する小・中学校の津波対策について

**「質問」** 緊急地震・津波対策アクションプランにおける小・中学校の津波対策の位置付けは？それぞれの対象校における津波対策の策定はどのように進める方針なのか？

**「答弁」** 学校は新たに設定した津波避難訓練対象区域における「緊急避難の拠点」として位置付けられており、津波避難訓練対象区域の拡大に伴い、新たに区域に含まれた学校は、千本、静浦、内浦、西浦の 4 小学校と、第二、長井崎の 2 中学校である。また、全ての学校で津波を含めた防災対策の見直しを完了した。その内容は、避難場所を運動場ではなく、校舎の最上階や近くの高台にする、津波警報が出ている間は児童生徒を学校にとめ置く、それに伴う水や食糧の備蓄を完備する、避難先を記入したカードを家庭、学校、児童生徒で共有し、直ちに避難行動に移せるようにするなどである。

「質問」全ての小・中学校では「当事者意識」を基本に据えた防災対策が必要不可欠と考える。自主的な取り組みへ深化させる防災対策をどう進めるのか？

「答弁」今回の東日本大震災を教訓として、子どもたちが「当事者意識」を持つことは大変に重要であると認識している。「自分の命を自ら守る」という意識を高めるためには、学校のどこにいてもあらかじめ定められた場所へ自主的に避難できるような訓練、教育が必要である。従って、迷わず避難行動に移るためには、事前に避難場所を決めておくことがカギとなる。本市では、あらゆる場面を想定し、家庭で避難場所を話し合い、低学年児童は一緒に通学路を歩いての確認を保護者をお願いし、避難場所を記入した避難カードを作成した。このように、教師による指導だけでなく、家庭とも連携し、児童・生徒がどのような状況においても、自ら考え、判断し、行動できるような指導をしていく。

## (2) 児童生徒の命にかかわる緊急連絡網について

「質問」緊急連絡網に対する1年間の研究成果はどのようなものか？

「答弁」Fair Cast 子ども安全連絡網については、教育委員会として導入している2校について調査したところ、長所として、各家庭にメールが届いたかどうか学校のパソコンでわかること、家庭で連絡先を3つまで登録できることなどが挙げられた。課題としては、料金が高額なこと、電話回線が混んでいるときは届き難いことなどが挙げられた。Fair Cast 子ども安全連絡網を含めた各学校で利用する全ての緊急連絡方法に関する研究結果を校長会などを通じて各学校に周知した。その結果、本年度には緊急連絡方法として、メール配信システムを利用する小・中学校は、36校(4校増)となった。

「質問」過去の事例に学び、幼稚園・保育所を含めた小・中学校における緊急連絡等の判断基準や、共通して使える緊急連絡網の統一化が必要と考えるが当局の考えはどうか？

「答弁」公立の幼稚園及び小・中学校においては、登園・登校前に、大雨や洪水の警報が出された場合は、自宅待機にするなどの統一した基準を定めている。公立保育所でも、一定の判断基準はあるが、個々の公立保育所の判断に任せている。一方、緊急時の連絡方法については、各学校で様々なものを利用しており、保護者もそのシステムに慣れているので、緊急連絡網の統一を図ることは考えていない。

## 2、東日本大震災被災地の瓦れき処理支援策について

### (1) 本市の瓦れき処理支援に対する認識について

「質問」静岡県の被災地瓦れき処理の受け入れ方針に対する本市の対応はどうだったのか？

「答弁」11月10日に県知事より正式に県内の市町に対し、被災地瓦れき処理に関する協力要請があった。これを受け、県市長会、町長会の共同声明が発表された。この共同声明は、「放射性物質による汚染の懸念などの市民の不安が払拭されること等を前提に応分の協力をする」ということであった。

「質問」放射性物質の拡散や、安全性を懸念する声小さくない中、リスクを承知で被災地の瓦れき処理の受け入れを表明された東京都をはじめとする支援自治体の動向に対する認識はどうか？

「答弁」東京都が受け入れを決断した背景は、都内(東京湾)に瓦れき焼却灰を埋め立てる自前の処分場を保持しているためと認識している。本県には自前の処分場がなく、県内市町は瓦れき焼却灰を最終処分するため、現在受け入れてもらっている県外の最終処分場と交渉しなければならない。このようなことから、受け入れ焼却施設や焼却灰を埋め立てる最終処分施設の処理能力、搬入量、搬入方法などの課題に対し、国・県はそれぞれの役割に応じ、きめ細かな責任ある対応をすべきと考えている。

### (2) 本市の瓦れき処理支援の今後の方針について

「質問」4月段階の方針と10月段階の方針に至る庁内論議の検討状況はどうだったのか？

「答弁」4月に環境省から災害廃棄物の受け入れ処理の調査があった。この時点では焼却能力の余力に対する調査だったので、焼却能力の余力分を回答した。一方、10月の国・県による受け入れ調査では、関東地方で6月下旬ごろに焼却灰等から国の基準値を超える放射性物質が検出されたこと、夏の電力制限に加え、台風15号による海岸漂着ごみの処理が継続していた状況であったこと、その放射能に汚染された瓦れきを受け入れた場合には、焼却灰のリサイクルの委託処理が困難になることが懸念されたことから、現段階では受け入れが難しいと、担当課より事務的に回答した。

「質問」被災地の瓦れき処理が遅れば、復旧・復興への妨げになることは自明である。本市が足踏みをしている県内他市町のリーダー役として、瓦れき処理の受け入れ方針を示す考えはあるか？

「答弁」被災地での膨大な瓦れき処理が復興の大きな妨げになっていること。また、本市にとって、明日は我が身という思いがあるので、市民の皆様、議会のご理解を前提に、出来るだけの協力をしていきたいと考えている。なお、市民に放射能・放射性物質の実態を知ってもらうべく、チェルノブイリ事故や福島第一原発事故を取材してきた記者による勉強会を来年度に開催したいと考えている。